

廿日市市建設工事成績評定結果公表等要領

平成 20 年 4 月 1 日 制 定

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廿日市市建設工事成績評定要領（平成 20 年告示第 128 号）。以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の結果等の通知、説明請求及び評定結果の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(評定結果の通知)

第 2 条 工事成績評定の結果の通知の対象は、評定を行ったすべての工事とする。

2 工事担当課長は、監理課長から工事成績評定に係る書類の送付を受けたときは、当該工事の受注者に、検査結果及び工事成績評定表の工事成績評定合計（以下「評定点」という。）を通知するものとする。ただし、単価契約に係る工事の場合は、合否のみを通知するものとする。

3 工事担当課長は、監理課長から送付を受けた書類の内容に疑義があるときは、直ちに監理課長にその確認を行うものとする。この場合においては、当該確認の後、当該工事の受注者に検査結果及び評定点の通知を行うものとする。

4 前 2 項の規定は、評定要領第 8 条の規定により評定の結果を修正した場合について準用する。

(説明請求)

第 3 条 評定要領第 9 条第 1 項の書面の提出先は、工事担当課とする。

(説明請求に対する回答)

第 4 条 評定要領第 9 条第 2 項の書面は、工事担当課長の依頼により、監理課長が、工事担当課長と協議の上、作成するものとする。

(公表の方法等)

第 5 条 評定要領第 12 条の規定による公表の対象は、評定を行った工事で最終請負代金額が 1 千万円を超える工事とする。

2 前項の公表は、工事の受注者に通知した検査結果及び評定点の通知書の写しを、契約課において閲覧に供することにより行うものとする。

(公表の期間)

第 6 条 公表の期間は、公表した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。